

## 保育音楽療育士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者に保育音楽療育士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 保育音楽療育士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 保育音楽療育士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学を含む。短期大学の場合は専攻科に限る。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上履修し、単位修得するものでなければならない。

音楽療育に関する科目（5科目 10単位以上）※

|             |    |      |     |
|-------------|----|------|-----|
| 保育音楽療育概論    | 必修 | (講義) | 2単位 |
| 保育音楽療育演習    | 必修 | (演習) | 2単位 |
| 身体表現及び即興演奏法 | 必修 | (演習) | 2単位 |
| 器楽活用法       | 必修 | (演習) | 2単位 |
| 幼児音楽特別研究    | 必修 | (演習) | 2単位 |

障害者及び心理に関する科目（3科目 6単位以上）

|        |         |      |     |
|--------|---------|------|-----|
| 障害児保育  | 必修      | (演習) | 2単位 |
| 障害者福祉論 | 選択      | (講義) | 2単位 |
| 老人福祉論  |         |      |     |
|        | (1科目以上) |      |     |
| 障害児の心理 | 選択      | (講義) | 2単位 |
| 障害者の心理 |         |      |     |
| 老人の心理  |         |      |     |
| 音楽と心理  |         |      |     |
|        | (1科目以上) |      |     |

---

(注) 第3条第1項規定2科目の資格必修科目は、卒業要件上の必修科目ではなく、本資格を取得するために必ず修得しなければならない科目を示す。また、第3条第1項規定2科目の資格必修科目は、規定された学修内容と同等の内容を含む科目であれば、異なる学部・学科で、異なる科目名称でも可とする。

医学等に関する科目（2科目 4単位以上）

|          |   |                    |     |
|----------|---|--------------------|-----|
| 医学概論     | } | 選択 (講義)<br>(2科目以上) | 4単位 |
| 精神医学     |   |                    |     |
| 発達障害論    |   |                    |     |
| 子どもの保健 I |   |                    |     |
| 精神保健     |   |                    |     |

実習に関する科目 (1科目3単位以上)

保育音楽療育実習  
(事前事後の実習指導及び観察・参加を含む。) 必修 (実習) 3単位

研究論文に関する科目 (2単位以上)

卒業又は修了論文 必修 (学習成果評価) 2単位以上

その他の科目

大学が保育音楽療育のために必要として設置する科目

- 2 保育音楽療育士の資格を取得しようとする者は、保育士の資格又は幼稚園教諭免許を有する者でなければならない。
- 3 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 4 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 5 大学が認めた場合は、第2項に定める保育士の資格又は幼稚園教諭免許を有する者について、科目等履修生として資格単位を修得させることができる。
- 6 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

第4条 専任教員は2名以上とし、音楽療育に関する科目に1名以上、障害者及び心理に関する科目又は医学に関する科目に1名以上を配置しなければならない。ただし、学内兼担は専任とみなす。

- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及び担当科目に関する教育に関する業績調書等を提出しなければならない。また、当該専任教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出しなければならない。
- 3 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、音楽療育教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、音楽療育教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

第7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた

場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

第8条 保育音楽療育士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 第3条第5項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

第10条 申請に要する費用は、1件あたり7,700円(税抜額7,000円)とする。

2 前項の費用を納付した者が申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得することができなかった場合には、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を徴収しないで、資格認定証を授与する。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

(証明書の発行)

第12条 資格(称号)認定証をかって受けた者がその証明を希望する場合には資格(称号)授与証明書を発行する。

2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円(税抜額1,000円)とする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、施行日前までに「障害者及び心理に関する科目」の「障害児保育 必修(講義)2単位」を履修した者は「障害児保育 必修(演習)1単位」を履修したものとみなす。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。

ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、施行日前までに「障害者及び心理に関する科目」の「障害児保育 必修（演習）1単位」を履修した者は「障害児保育 必修（演習）2単位」を履修したものとみなす。

附 則

この規程は、平成28年11月28日（消費税法の改正公布日）から施行し、平成31年10月1日から適用する。